主 文本件抗告を棄却する。 理 由

一 抗告の趣旨及び理由は別記のとおりである。

二 抗告人主張の賃借人Aが昭和三三年一二月末本件競落家屋の階上階下各六畳一室(計二室)の賃借部分に対する賃貸借を解除し、賃借部分から退去したという事実、並びに賃借人Bの賃料は月二、三〇〇円でなく、二、五〇〇円であるという事実は、認めるに足るなんらの証拠がないので、右各主張事実を前提とする所論は採用のかぎりでない。

記録によれば、本件家屋は所有者たる抗告人において、(一)住宅金融公庫に対する三八万円の債務のため抵当権を設定し、昭和三〇年四月二七日第一順位の抵当権設定登記がなされ、(二)株式会社西日本相互銀行(本件の競売申立債権者)との間の根抵当権設定契約により、昭和三〇年五月一八日元本極度額七五万円の開位の根抵当権設定登記がなされ、(三)筑紫信用組合との間の根抵当権設定契約により、昭和三二年一〇月一八日元本極度額七五万円の第三順位の根抵当権設定契約により、昭和三二年一〇月一八日元本極度額七五万円の第三順位の根抵当権設定設約により、昭和三三年一〇月一八日元本極度額七五万円の第三順位の根抵当権である三日の日本の各抵当権は現存すること。抗告人は右各抵当権の登記後である三日の日本の日本の指出の対し、本件家屋の階下六畳一室を期間を定めず賃料月六〇〇円、毎月月末払の約で賃貸して引き渡し、石各賃貸借は現存し、競売期日の公告に右各賃貸借が掲記されたという事実が認められる。

が存するかどうかを調査せず、かりに調査の上、抵当権の登記が存することを知ったとしても、借家払底の事由から賃借するの外ない状勢におかれていることをかれるわせ考えると、借家法という社会政策的立法の目的に反し、賃借権強化の最近の法思想にも合致しない、まことに木を見て森を知らない考え方と評せざるを得ないのである。借家法第一条ノニの規定が設けられる前において、期間の定めのない家屋賃貸借が抵当権者、競落人に対抗し得た以上、第一条ノニが新設された現在においては、一層強い理由をもつて、右賃貸借は抵当権者、競落人に対抗しうるれば、民法第三九五条第六〇二条の短期賃貸借にあたるものと解しなければならない。したがつて、期間の定めのない前認定の本件二つの賃貸借は抵当権者に対抗しうるものというべきであるので、原審がこれを競売期日の公告に掲記したのは相当である。

その他原決定にはこれを取り消すべき違法は存しないので、抗告を理由なしと認め、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 鹿島重夫 裁判官 秦亘 裁判官 山本茂)